



一般消費者の皆様へ

保護帽を防災用ヘルメットとして ご使用のお客様へ

Japan Helmet Manufactures Association

JHMA 一般社団法人日本ヘルメット工業会

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-3-1-15 和光湯島ビル5階
公益社団法人日本保安用品協会 内
TEL : 03-5804-3125 FAX : 03-5804-3126

**保護帽を
防災用ヘルメットとしてご使用のお客様へ**

防災用ヘルメットを使用する前に、
この取扱いマニュアルを必ず最後までお読み頂き、
十分理解した上でご使用してください。



防災用ヘルメットの定義

防災用ヘルメットとは、工場作業用、現場作業等の労働安全衛生規則に関わる場所で使用するものではなく、また、その他作業等においても使用しない保護帽で、万が一の災害時の非常時のみに被る防災用として使用する保護帽を定義しております。



防災用ヘルメットの用途等

防災用ヘルメットは、災害が発生したときに危険な場所やこれに準ずる場所で、頭部を保護するために使用するものです。

※防災用ヘルメットには、厚生労働省の「保護帽の規格」の型式検定合格品として、「労・検」のラベルが貼付されています。

異常が認められなくても防災用ヘルメットとして購入し、保管を始めてから 6 年を経過した防災用ヘルメットは交換してください。一般的に防災用ヘルメットに使用しているプラスチック等は、使用方法、保管方法によっても性能が低下することがあります。性能が低下している防災用ヘルメットは、緊急の危険に際して、保護帽の性能を発揮することができません。





警告

生命又は頭部に重大な傷害を及ぼします

- ① 一度でも大きな衝撃を受けたら、外観に異常がなくても使用しないでください。

(度重なる衝撃に耐えるようできていません。衝撃を受けた防災用ヘルメットは性能が低下しているため、次に衝撃を受けたとき頭部を十分に保護することができません。)



- ② 防災用ヘルメットを改造あるいは加工したり、部品を取り除かないでください。

(防災用ヘルメットは、各部品の全体のバランスで性能を発揮できるように設計されています。改造したり部品を取り除くと頭部が保護できなくなります。)



注意

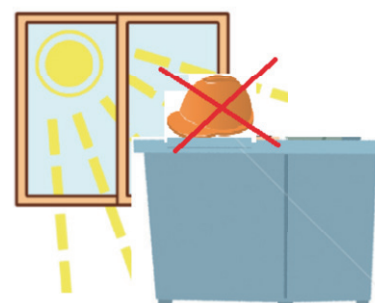
機能や性能に影響を与え、防災用ヘルメット本来の性能を損ない、頭部に傷害を及ぼします

- ① 防災用ヘルメットは、帽体、装着体、衝撃吸収体、あごひも等の部品によって、構成されています。これらの部品の一部でも性能が低下すれば、危険を防止又は軽減することができなくなります。



- ② 装着体、あごひもが汚れたときは、交換してください。交換するために組み立てるときは、完全に元とどおりに組み立ててください。

- ③ 交換のために部品を取り外したときは、部品類を紛失しないように注意してください。(性能が損なわれます。)



- ④ 50℃以上の高温になる場所や、光のあたる場所では保管しないでください。(変色や変形を起こし、性能が低下します。)

例：事務所内等の光のあたる場所

- ⑤ 帽体汚れは中性洗剤を湿した布で拭き取り、清水ですすいだ布で清拭してください。



- ⑥ 防災用ヘルメットは1年に1回以上は点検してください。
異常が認められた場合は、防災用ヘルメット又は部品を交換してください。

※防災用ヘルメットとして購入し、保管を始めてから6年以内に限りです。

FRP製帽体 熱可塑性樹脂製帽体 (ABS、PC、PE 等)

- ①亀裂、ひび、カケ等が認められるもの。
②衝撃の跡が認められるもの。
(損傷、ひび、白化、変形など)



- ③すりきずが多いもの。



- ④汚れ等の付着物が著しいもの。



- ⑤使用者が改造したもの。



- ⑥ガラス繊維が浮き出しているもの。



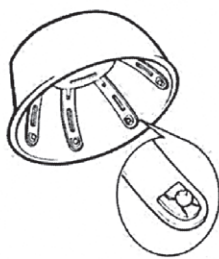
- ⑦内装取付鉋等が欠損したもの。



- ⑧著しい変色及び光沢がなくなったもの。



- ⑨取り付け部（ブラケット、フック等）に異常があるもの。



- ⑩変形しているもの。



一度でも衝撃を受けたものや、改造されたものは、外観に異常が無くとも性能が低下していますので交換してください。

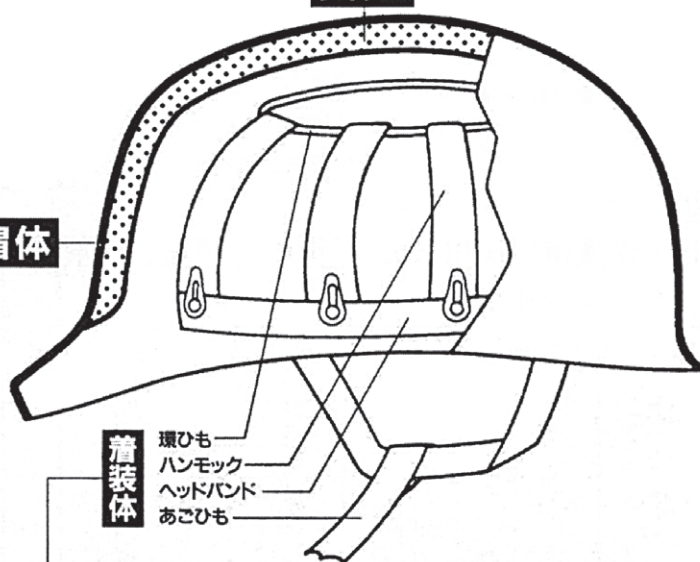
衝撃吸収ライナー(発泡スチロール等)

- ⑪変形しているもの。 ⑫著しく汚れているもの。 ⑬きず、割れが著しいもの。



ライナー

帽体



着装体

着装体

- ⑭使用者が改造したもの。 ⑮縫い目がほつれているもの。



- ⑮ハンモックが伸び又は著しく汚れているもの。



- ⑯あごひもが損傷し又は著しく汚れているもの。

- ⑰ヘッドバンドが損傷しているもの。



- ⑱著しく汚れているもの。



- ⑳ハンモックが損傷しているもの。



2019年7月1日制定